

○ 珠洲市建設工事総合評価方式試行要領

平成 19 年 12 月 17 日
告示第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、珠洲市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 総合評価方式の試行対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

(1) 企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) その他、市長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価方式を試行する工事は、珠洲市請負等業者選考委員会の審議を経て選定するものとする。

(総合評価委員会の設置)

第 4 条 総合評価方式を公正かつ適切に実施するため、珠洲市建設工事総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を置く。

2 総合評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 本市における総合評価方式の基本的な方針

(2) 総合評価方式の試行結果の検証及び改善点

3 総合評価委員会は、副市長を委員長とし、総務課長、企画財政課長、環境建設課長、産業振興課長、観光交流課長及び上下水道課長並びに市長が委嘱する学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2 名を委員とする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 総合評価委員会は委員長が招集する。

(学識経験者の意見聴取)

第 5 条 市長は総合評価方式の実施において、施行令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に掲げる事項に関し 2 名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

- (2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき（ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。）予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力が市にとって最も有利なものの決定

（技術資料の提出要請）

第6条 市長は総合評価方式による発注を行おうとする場合は、珠洲市請負等業者選考委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、技術力の審査並びに評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について、入札公告に記載し提出を要請するものとする。

2 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等のほか、以下の各号に関する事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の試行対象工事であること
(2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
(3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること
(4) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査（以下「聴取り調査」という。）を行うこと。
(5) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること
(6) 前号の書類を提出しない者及び第4号の聴取り調査に応じない者が行った入札を無効とすること。

(7) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、競争参加者の負担とする。
（落札者決定基準）

第7条 施行令に規定する落札者決定基準は、次条から第9条に定めるところによる。

（評価の方法）

第8条 評価の方法は、競争参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点（100点） + 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

（評価基準）

第9条 評価の基準に関する事項については、次の各号に定めるところによる。

(1) 評価項目

当該工事の目的、内容により必要となる対象工事毎に応じて定める。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて対象工事毎に定める。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(落札者の決定方法)

第10条 落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格以下であり、かつ、珠洲市低入札価格調査制度実施要領(令和8年珠洲市告示第70号)に規定する失格基準価格以上であること。

(2) 評価値が基礎点(100点)を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(総合評価結果の公表等)

第11条 市長は契約締結後速やかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申し立て等)

第12条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に(珠洲市の休日を定める条例(平成2年珠洲市条例第1号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)市長に対し、落札者とならなかった理由の開示を書面により請求することができるものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、請求の日の翌日から起算して14日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第13条 市長は落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又は違約金の課金等、工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ技術資料提出要請書、契約書、特記仕様書等において明記するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行において必

要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和８年告示第７１号）

この告示は、公表の日から施行する。